

議案第93号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年12月10日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1） <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番</u></p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 氏名及び住所</p>

<p><u>号をいう。)</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	------------------------------

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。